

人と人のつながりを大切にしていきたい！

高田 絵美 さん



たかだ えみ さん / 昭和56年12月生まれ / 興農事業協同組合に勤務 / 最上

青春

くろ-ずあつぷ

「目の前にあることを着実にや
つていきたい」と話してくれたの
は興農事業共同組合に創設以前か
ら携わっている高田さん。主に化
成肥料の輸入・販売や、組合員の
ための外国人研修生の受け入れ、
中国語の通訳を担当し、多忙な毎
日を送っている。

高田さんは津別中学校卒業後、
北見緑陵高校へ進学。部活は陸上
部に所属し全道大会へ出場するほ
どの実力の持ち主。

中国語を習得した理由について
尋ねると、札幌の大学時代に、祖

父が中国人、祖母が日本人の家系
に生まれた友人と知り合えたこと
や、実家で中国人研修生を受け入
れていたことで、中国に興味を持
つたこと、相手の言葉を理解で
きればと思い、中国での語学留学
を決めました。在学中には工場見
学や農村の散策、日本語学校の臨
時講師などをしながら2年を中国
の大連で過ごしていたそうです。
高田さんの夢を聞くと、「最近
兄が結婚したこともあり、私も幸
せな家庭を築きたいです」と話し
てくれました。

温故知新

【367】

踊りは生きがい

伊原 ヨシエ さん



いはら よしえ さん / 昭和2年5月、津別町相生で生まれる / 趣味も多
彩で毎日を元気に過ごす / 81歳 / 高台在住

「主人は新聞記者もしていて、農
作業の最中でも突然いなくなっ
たと、6年前に亡くなった主人
の話を始めたヨシエさん。相生
の農家に生まれ、結婚は20歳の時
らしい」と他人事のように笑う。
「主人の達雄さんが20年前、病
に倒れ、入退院を繰り返したため
いつも傍らに付き添い二人三脚の
日々を過ごしてきた。自身も50歳
過ぎに病気を患い、2年間は何も
できなかったという。体が思っよ
うにならず、周りにも迷惑を掛け
た。そんな中「踊りでも見に来た
ら気も晴れるよ」と民舞教室に誘

われ、先生からの「少し身体を動
かしなさい」の一言に、踊りとの
付き合いが始まる。「人生いろいろ
やっただけ、踊りだけは休んだ
ことがない」といつぶりに、これ
まで二度の皆勤賞を受けている。
旭川や北見での発表会や夏まつ
りの千人踊り、町民文化祭にいち
いの園への慰問と披露の場も数多
く、「毎年踊りが変わって覚えるの
も大変だけれど、皆さんの意気顔
を見ると凄く幸せ」といふ。
他にも楽しみは、ゲートボール
にパークゴルフ、カメラやビデオ
撮りなど多彩。なかでも、ビデオ
は「主人が病気で倒れた時から記
録にと始めたもので、踊りの発表
会でも活躍してきた。最近家族
に心配されて自重きみだが、自ら
の運転で何処にも出かけてきた
行動派。「子どもや周りの人たち
に元気をもらい、今の自分がある。
踊りは生きがい」と、まだまだ意
欲的に行動するヨシエさん。
「主人を亡くしてから、5年
間は娘さんの力を借り、収穫時期
などは昼夜もなく必死で働き農家
を続けてきた。周りからは「大変
だね」と言われたが、「好きでやっ
てきたことだから」と控えぬ。
茶の間の壁いっぱい写真飾り
「高台はあちゃん」と言っつて心
孫が訪ねてくるのを楽しみに、間
近に迫った町民文化祭の舞台に向
け、練習に励む日々が続く。

健康いきいき

高齢者虐待防止に向けて！

介護保険制度が普及する中、
高齢者に対する身体的、心理的
な虐待が社会的な問題になって
おり、平成18年4月1日からは
高齢者虐待防止法が施行になっ
ています。
高齢者に対する家庭内での虐
待は、やむにやまれぬ悲しい事
情の背景があったり、社会的に
孤立している場合、虐待者自身
が身体的・精神的問題を抱えて
いる場合など複雑な要素が重な
り起きています。
高齢者虐待とは

高齢者虐待防止法では、身
体的虐待（叩く、蹴る、つねる
等）、心理的虐待（怒鳴る、無
視する、子供扱いする等）、介
護の放棄・放任（食事が用意さ
れない、必要な介護を受けさせ
ない等）、経済的虐待（年金を
無断で使う、勝手に財産を処分
する等）、性的虐待（本人がい
やがる性的行為、失禁したパツ
に裸で放置する等）を、高齢者
虐待と位置づけています。
高齢者虐待防止ネットワーク会
議が設置されています
町では、介護サービス事業者

や病院、自治会などと協力して、
虐待防止や虐待を受けた高齢者
の保護と家族の支援を行うため
昨年12月に「津別町高齢者虐待
防止ネットワーク会議」を設置
しました。この会議では、虐待
を未然に防ぐためのシステムづ
くりや、虐待ケースが発生した
際の対応を行っています。
地域で高齢者や介護者を支えま
しょう
虐待の防止や早期発見のため
には、地域の皆さんからの情報
の協力が不可欠です。
皆さんの周りで「虐待かな？」
と思っていることはありませんか。
隣り近所のちょっとした気
づかいが高齢者と介護者を救う
きっかけになります。
また、介護者の方で困ってい
ることはありませんか。どんな
小さなことでも一人で悩まず、
次の窓口にご相談ください。
問い合わせ先

津別町地域包括支援センター
（役場内） ☎76-2158
北海道高齢者総合相談・虐待
防止センター（札幌市）
☎011-2551-6156

暮らしを支える

税

扶養控除等と住民税
について

年末調整や確定申告等の扶養親族
（配偶者も含みます。）の控除につい
ては、その扶養される方の所得金額が38
万円以下でなければなりません。収入
金額が給与のみの場合は、103万円
以下であれば所得金額が38万円以下に
なります。なお配偶者の場合、収入金額
が給与のみの場合は103万円を超え
141万円未満であれば所得金額に応
じた配偶者特別控除の対象になりま
す。
扶養等の控除の対象となる所得金額
が38万円以下であれば所得税はかかり
ませんが、住民税は扶養等の控除の対
象者でも所得金額によって均等割や所
得割が課税される場合があります。
所得金額が28万円以下（給与収入で
あれば93万円以下）であれば均等割
所得割とも課税されません。
所得金額が28万円を超え35万円以下
（給与収入であれば93万円を超え10
0万円以下）の場合では均等割は課税
されませんが所得割は課税されません。
所得金額が35万円を超える（給与収
入であれば100万円を超える場合）
と均等割、所得割とも課税になり
ますが、所得割については所得控除
により課税されない場合があります。

お問い合わせ ☎76-2151 税務担当（220・221）
収納担当（218）

お問い合わせ 津別町地域包括支援センター（役場内） ☎76-2158